

一般質問通告書

No. /

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成26年11月21日

東村山市議会議長 様

議席番号 22 番

質問者

待延 裕

記

番号

質問の項目と要旨

I 特別養護老人ホームの誘致・増設を求める

- (1) 特別養護老人ホームの待機者は最新のデータで何人になるか伺う。
 - ① 市内7園の各園ごとの待機者数を明らかにされたい。
 - ② その中で市民の待機者数を各園ごとに明らかにされたい。
 - ③ 市内7園の市民の待機者について重複を整理した総数は何人になるか伺う。
 - ④ 市民待機者の介護度別人数を明らかにされたい。
 - ⑤ 毎年の待機者数を20年程度遡って経年的に(5年毎くらいで)お示しいただきたい。

- (2) 東村山市に現在ある7園の特別養護老人ホームで、最も新しく設置された施設2園をあげれば、どの施設とどの施設でいつ開設されたか。それぞれ東村山市はどのように関わったのか伺う
 - ① その開設時の当市の人口と高齢化率を伺う。

A	年	人	%
B	年	人	%

 - ② 現在の人口と高齢化率及び、10年後の人口と高齢化率の推計と待機者の推計を明らかにされたい。

一般質問通告書

No. 2

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成26年11月21日
東村山市議会議長 様

議席番号 22 番

質問者

保延 希

記

番号	質問の項目と要旨
	<p>(3) 地域福祉計画基礎調査報告書（平成23年7月）によると「不足している介護給付サービスは、短期入所生活介護と介護老人福祉施設が最も多く約5割」となっていました。</p> <p>① これをどのように評価しているか伺います。</p> <p>② その後、同じ調査をしているか、していたらその後どのようにしているか伺います。</p>
	<p>(4) 東京都はこのほど特別養護老人ホームを増やす方針を決めたとお聞きしました。その施策の内容を伺います。また、東村山市は東京都の施策、特養増設方針を生かして誘致・増設することは可能か伺う。</p> <p>(5) 特別養護老人ホームが設置されると「介護保険料が高くなる」というが、仮に100人定員の特別養護老人ホームが新設されたとして東村山市の場合どの程度介護保険料アップになるのか伺う。「待機者が何人いようが、保険料に跳ね返るので増設しない」という方針では、「福祉の心がない」ことにならないか。</p> <p>(6) 東村山市は、特別養護老人ホームの誘致・増設について、国と東京都にどのような要望を出しているか伺う。</p> <p>(7) 特養待機者がこのような実状の中で、待機者をなくしていくための 当市の方針を改めて伺う。代表質問の市長答弁では「ナーシングホームの建替えでは、待機者の一部については解消が図れるものと期待している」「今後の施設整備につきましては、地域密着型サービスの整備などの状況を総合的に勘案した中で検討してまいりたいと考えております」と言う答弁でした。検討はいつごろになるか伺う。</p>

一般質問通告書

No. 3

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成28年11月21日

東村山市議会議長 様

議席番号 22 番

質問者

保延 裕

記

番号	質問の項目と要旨
	<p>2. 介護サービス利用料・使用料の低所得者の負担をさらに軽減するための対策を求める</p> <p>(1) 当市の要介護認定者の総数と介護度別人数の最新の数字をお示しいただきたい。また、その中で低所得者はどのくらいいるか伺う。</p> <p>(2) 介護保険の利用状況を伺う</p> <p>① 介護度による利用限度額の上限まで利用している人数及び認定を受けながら全く利用していない人数を伺います。</p> <p>② 介護認定を受け、何らかの介護サービスを受けているが「限度額までは受けていない人」について、限度額上限を100%として受けているサービスの量・割合を 75% 50% 25%で、 それぞれの人数を伺う。</p> <p>③ なぜ、限度額まで給付をうけないのか、その理由と理由別人数を伺う。 1 割負担とはいえ低所得者の場合、経済的に厳しいため、受けるサービスを自粛するケースがある。そうしたケースはどの程度あるか実態を伺う。</p> <p>(3) 低所得者の負担を軽減して、介護サービスを認定どおり受けられるようにする施策が必要ではないかと思うが見解を伺う。</p>